

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係るプログラム に関する意見聴取について

【概要】

修学生医師の臨床研修中の県外研修の取り扱いについては、平成 28 年度第 3 回茨城県地域医療対策協議会（以下「地対協」という。）（平成 28 年 12 月 21 日開催）において、以下のとおり取り扱うこととした。

- 修学生医師が、臨床研修病院の定めた臨床研修プログラムの中で、県外における研修に参加することを可とする。
- 県外勤務を伴う研修プログラムへの修学生の参加の可否については、地域医療支援センター運営委員会（※）の意見を聞いて地域医療支援センター長が決定する。

※令和元年度以降は、地域医療支援センター運営委員会が地対協へ一本化されたため、地対協の意見を聞いた上で、地域医療支援センター長が決定することとする。

<判断の観点（例）>

- ・県内では実施できない研修であり、且つどのように茨城の地域医療に役立つかが説明できること
- ・臨床研修にふさわしい研修内容であること
- ・適切な期間であること

- 臨床研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入については、次ページ別表のとおり。

【対象期間】

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月末

【今回意見を聞く案件】

申請病院	臨床研修プログラムの名称	県外研修を行う医療機関・診療科	対象者の人数・修学資金の区分	県外研修を行う期間
牛久愛和総合病院	牛久愛和総合病院臨床研修プログラム	総合母子保健センター愛育病院（産婦人科）	1 名（地域枠）	2 か月
		東京女子医大附属足立医療センター（救急科）	1 名（地域枠）	2 か月
茨城県立中央病院	茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラム A	自治医科大学附属病院（麻酔科）	1 名（地域枠）	1 か月

臨床研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入について

別表 1 地域医療医師修学資金（地域枠）

平成 29 年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 医師不足地域外にマッチング	医師不足地域外の病院でのみ研修する場合		→ 2 年間医師不足地域外勤務期間に算入
	連続 6 月以上で通算 12 月以上医師不足地域内の病院に派遣される場合		→ 12 月、医師不足地域内病院勤務期間として算入
	県外に派遣される場合	2 月以下	→ 医師不足地域外勤務期間として算入
		2 月超	→ 猶予期間に算入
2 医師不足地域内にマッチング	医師不足地域内の病院でのみ研修する場合		→ 2 年間医師不足地域内勤務期間に算入
	(1) 県内医師不足地域外に派遣される場合	(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月以下	→ (1) + (2) の期間を医師不足地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月超	→ (1) の期間を医師不足地域内勤務期間として算入し、(2) の期間を猶予期間に算入
	(2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算 4 月超	→ (1) の期間を医師不足地域外勤務期間として算入し、(2) の期間を猶予期間に算入
3 県外大学病院等へのマッチング	県外の大学病院等にマッチングすることはできません		

※ 1 月 30 日換算 (1 月未満端数切り捨て)

別表2 医師修学資金

平成29年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 県外大学病院にマッチング 又は 2 特定地域外にマッチング	臨床研修期間をすべて特定地域外（県外を含む）の病院でのみ研修する場合		→2年間猶予
	臨床研修期間のうち、連続6月以上で通算12月以上特定地域内に派遣される場合		→12月義務算入
3 特定地域内にマッチング	臨床研修期間をすべて特定地域内の病院でのみ研修する場合		→2年義務算入
	(1) 県内特定地域外に派遣される場合 (2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月以下	→(1) + (2)の期間を特定地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月超	→(1)の期間を特定地域内勤務期間として算入し(2)の期間を猶予期間に算入
		(1) + (2) が通算4月超	→(1) + (2)の期間を猶予期間に算入

※1月30日換算(1月未満端数切り捨て)

※ 医師不足地域と特定地域について

地域医療医師修学資金貸与条例においては「医師不足地域」と規定し、医師修学資金貸与条例においては「特定地域」と規定しているが、定める範囲は同一である。

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和 6年 3月 2日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県牛久市猪子町896番地
医療機関名 医療法人社団 常仁会
牛久愛和総合病院
代表者名 院長 瀬下 明良

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	牛久愛和総合病院臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	副院長 石津 隆	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒105-8321 東京都港区芝浦1-16-10 電話 03-6453-7300
	名称	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院
県外研修を行う期間	2ヵ月間	
県外研修の目的	初期研修期間中に、短期間県外の先進的医療を経験させることで視野を広げ、将来における地域医療の発展・質向上に繋げるため。	
県外研修の内容	2024年度 産婦人科 2ヵ月 1名 (松原詩織)	

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和 6年 3月 2日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県牛久市猪子町896番地
医療機関名 医療法人社団 常仁会
牛久愛和総合病院
代表者名 院長 瀬下 明良

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	牛久愛和総合病院臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	副院長 石津 隆	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒123-8558 東京都足立区江北4-33-1 電話 03-3857-0112
	名称	東京女子医科大学附属足立医療センター
県外研修を行う期間	2ヵ月間	
県外研修の目的	初期研修期間中に、短期間県外の先進的医療を経験させることで視野を広げ、将来における地域医療の発展・質向上に繋げるため。	
県外研修の内容	2024年度 救急科 2ヵ月 1名 (成瀬寅彦)	

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和6年3月8日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県笠間市鯉淵6528
医療機関名 茨城県立中央病院
代表者名 病院長 島 居 徹

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラムA	
研修責任者氏名	研修管理委員長 副病院長兼がんセンター長 小島 寛 プログラム責任者 医療教育局長兼循環器統括局長 鈴木 保之	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒329-0431 栃木県下野市薬師寺3311-1 電話 0285(44)2111
	名称	自治医科大学附属病院 (麻酔科)
県外研修を行う期間	麻酔科(1月)1名	
県外研修の目的	国内最大規模の手術部門を擁し、コロナ禍においても7千件を超える豊富な手術数、特に、心臓血管手術を代表とする重症合併症を持つ患者の手術を多く実施している環境下で、高度麻酔から一般的な麻酔まで多様かつ多数の麻酔を経験し、学ぶ。	
県外研修の内容	麻酔科において、呼吸循環管理の基礎を学ぶ。連日、手術麻酔を担当し、1月において全身麻酔管理を20例以上、脊髄・くも膜下麻酔3例以上を経験する。	